

水道だより

令和4年春号 (R4.4発行)

No. 31

横手市上下水道部経営管理課

横手市四日町3番23号

TEL 0182-35-2251

令和4年度の検針と請求月をお知らせします

メーターの検針と請求は「2か月に1回(隔月)」です。(メーター口径50ミリ以上は毎月検針・請求です。) 口座振替による納付の場合は、検針した水量を2分割して料金を算出し、毎月請求(引落)となります。令和4年度の検針、請求は次のとおりです。

検針日が1～14日の地区

横手の一部、増田、平鹿、雄物川、大森、十文字、山内、大雄地域

	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4
検針	検針なし 冬期推定		検針		検針		検針		検針		検針なし 冬期推定		検針なし 冬期推定	
口座振替日	3/28	4/27	5/27	6/27	7/27	8/29	9/27	10/27	11/28	12/27	1/27	2/27	3/27	4月
納入通知書による納付	3月請求 郵送		5月請求 検針時配布		7月請求 検針時配布		9月請求 検針時配布		11月請求 検針時配布		1月請求 郵送		3月請求 郵送	

検針日が13～28日の地区

横手地域の一部

	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4
検針	検針なし 冬期推定		検針		検針		検針		検針		検針なし 冬期推定		検針なし 冬期推定		検針
口座振替日	3/17	4/18	5/17	6/17	7/19	8/17	9/20	10/17	11/17	12/19	1/17	2/17	3/17	4月	
納入通知書による納付	3月請求 郵送	5月請求 検針時配布		7月請求 検針時配布		9月請求 検針時配布		11月請求 検針時配布		1月請求 郵送		3月請求 郵送	5月請求 検針時配布		

漏水 していませんか?



時々メーターボックスをのぞいてみましょう!
家庭内の水道管はあなたの大切な財産です。

漏水により水道料金が過大になっても全てが減免対象とはなりませんのでご注意ください。

◆水をつくっている浄水場や道路などに埋設されている水道管は市の水道施設として管理していますが、**宅地内の水道管(給水管)は皆さんの財産**です。

したがって、宅地内の水道管などは**各家庭の責任で維持管理をする**こととなります。

◆さまざまな原因により漏水が起こります。

たとえば・・・「蛇口のパッキンが減ったせいでポタポタ水滴が落ちる」・・・「宅地内の給水管がどこかで破損して漏水」・・・「水道管を凍らせてしまって管が破裂した」・・・などがあります。

◆漏水しているかを確認するためには、**家庭内の蛇口を全部閉め**、メーターボックス内の**水道メーターのパイロット**と呼ばれる「銀色の円形のもの」が**回転しているかどうかを確認**します。パイロットが**回転していれば漏水**しています。

◆時々メーターボックスをのぞいてみましょう!

漏水と思われる場合は、すぐに横手市指定の水道工事店へ連絡してください。修理は有料となりますが、そのまま放置しておきますと、水道料金が高額になる恐れがあります。

※横手市の指定を受けていない水道工事店は、皆さんの家庭の水道工事を行うことはできませんのでご注意ください。

◆宅地内であればメーター手前の漏水についても、お客様の負担で修理していただくことになります。漏水を放置すると**水圧不足**になったり、**宅地内の陥没**などの事故につながる場合もありますので、早急に修理くださるようお願いいたします。



水道メーターのパイロット

【よくある漏水の例】



◀水道管の老朽化による地下漏水

継手の劣化による漏水



◀水抜き栓の不良による漏水



ボールタップが作動しているのに水が止まらない

◀水洗トイレのタンクへ給水調整するボールタップの不具合による漏水

令和4年度 当初予算の概要

◆ 水道事業

1. 水道水をつくるための予算(収益的収支)

水道水をつくるため、経営にかかる収入と支出の予算です。収入では水道料金が主なもので、支出では人件費、水道管等の維持管理にかかる費用や減価償却費、施設整備の際に借りたお金の支払利息などとなっています。

◆収入 19億6590万円



◆支出 19億5900万円



3. 主な工事予定箇所

新しく水道管を設置する工事：雄物川地域（桑ノ木）

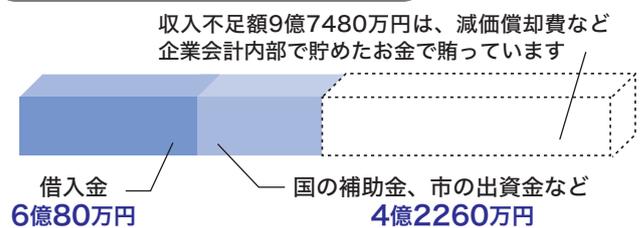
水道管を更新・改良する工事：横手地域（婦気、城野岡ほか）、平鹿地域（醍醐、中吉田ほか）、雄物川地域（大沢、石塚東ほか）
大森地域（前田）、十文字地域（睦合）、山内地域（大沢ほか）、大雄地域（大慈寺谷地）

※工事の際はご迷惑をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

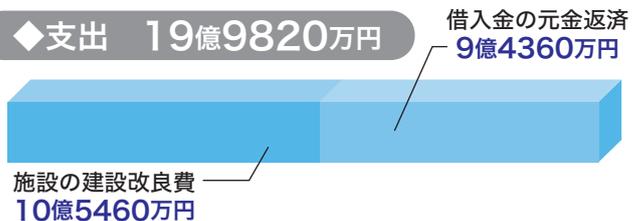
2. 水道施設をつくるための予算(資本的収支)

古くなった水道管や浄水場などの機械設備を更新・改良したり、それに伴って借りたお金を返済するための予算です。

◆収入 10億2340万円



◆支出 19億9820万円



◆ 下水道事業

1. 汚水をきれいにするための予算(収益的収支)

汚水をきれいにするため、経営にかかる収入と支出の予算です。

下水道は、使用料のみで支出を賄うことが困難であるため、市（一般会計）から多額の補助金をもらって経営しています。

◆収入 21億630万円



◆支出 20億2470万円



3. 主な工事予定箇所

新しく下水道管を設置する工事：横手地域（三本柳、根岸町）、増田地域（関ノ口）

下水道施設を統廃合する工事：横手・山内地域

下水を送るポンプを交換する工事：横手地域（柳田、郷土館）、平鹿地域（諏訪野）、雄物川地域（今宿）、十文字地域（坂の下、梨木）、
山内地域（土淵、桧沢）大雄地域（土井尻）

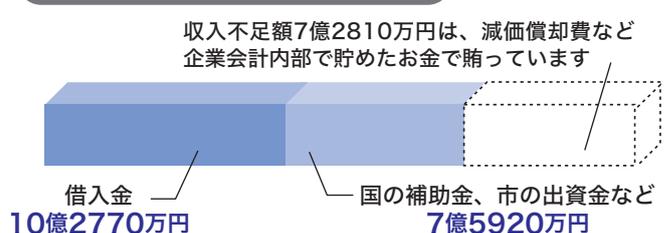
集落排水施設を機能強化する工事：大森地域

※工事の際はご迷惑をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

2. 下水道施設をつくるための予算(資本的収支)

下水道施設の整備を進めるための事業費や、それに伴って借りたお金を返済する収入と支出の予算です。

◆収入 17億8690万円



◆支出 25億1500万円



水道

道路などで漏水を発見したら

『普段水が流れていないような場所で水が流れている』『普段乾いている側溝にきれいな水が流れている』『道路から水が噴き出している』
こんな時は道路に埋設されている水道管から漏水している可能性があります。

水道課では毎年漏水調査等を実施していますが、漏水の発見のためには住民の皆さまの協力が必要です。

漏水かな?と思ったら、水道課へ情報提供をお願いします。



いつも乾いている所が濡れている!?

漏水についてのお問合せは

水道課 給配水整備係 TEL 0182-35-2252

水洗化へのお願い

水洗化で快適な生活を!!

下水道へ接続するには、どうしたらいいの?

市の指定を受けた工事店に依頼し排水設備工事を行ってください。

「排水設備指定工事店」がわからないときは、下水道課へお問い合わせください。

また、市のホームページ（ページ番号000002070）から指定工事店の一覧がご覧いただけます。



横手市 排水設備指定工事店 検索

下水管が通ってないところはどしたらいいの?

浄化槽の設置をお願いします。

浄化槽を新たに設置する方は、市から補助金が受けられます。

浄化槽設置費補助金

◆対象区域：下水道事業区域と集落排水事業区域を除いた区域

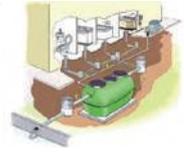
◆対象者：主に居住を目的とする住宅に浄化槽を新たに設置する方

◆補助限度額： 5人槽 352,000円

7人槽 441,000円

10人槽 588,000円

※個別処理区域は上記金額に10万円が上乗せされます。



横手市 浄化槽設置費補助金 検索

融資あっせん制度

水洗化の際に工事資金を金融機関から借りた場合、借入に伴う利子分を市が負担します。

※制度を利用する場合、あっせんの条件や利用の制限がありますので、必ず融資契約前（工事着手前）に指定工事店または下水道課へお問合せください。

◆融資の対象：水洗トイレへ改造し、下水道や浄化槽へ接続する工事
浄化槽を廃止し、下水道に接続する工事（新築は対象外）

◆融資あっせん額：供用開始から3年以内 融資金額120万円以内に対する利子分
供用開始から3年経過 融資金額80万円以内に対する利子分
（※浄化槽の場合：融資金額120万円以内に対する利子分）

詳しくは下記まで
お問い合わせください

下水道課

TEL 0182-35-2253

横手市 水洗化等融資あっせん 検索

昨年実施した「令和3年度水道事業アンケート」 で寄せられたご質問にお答えします

水道 Q&A

Q 水質の安全性をホームページ、メール、LINE等を利用し、月1回でもよいので証明してほしい。

A 横手市には浄水場が22箇所あり、原水の水質に応じた浄水処理をして水道水を供給しています。

水質については、水道法で義務付けられた水質検査を行い、水道法で規定する水質基準に適合し安全であることを確認しています。水質検査結果は、水質検査の計画や頻度と併せて市ホームページでお知らせしていますので、ぜひ一度ご覧ください。（横手市 HP 水質検査の計画と結果 ページ番号 1004585）



▲ホームページ
はこちら

漏水 Q&A

Q 自分たちが知らないうちに水漏れして水道料金が高くなった時に、どのようにすればよいか教えてほしい。

A 漏水を発見した場合は、右枠の流れを参考に、速やかに※注「横手市指定給水工事事業者」へ修理を依頼してください。

なお、漏水が原因で過大となった水道料金は全てが減免（使用水量の再認定）されるものではありません。所有者が必要な管理を怠ったことにより漏水したものや、お客様の財産である器具の故障、蛇口や立上管など漏水を容易に発見できる箇所からの漏水などは対象となりませんので、日頃から管理を心掛けてください。

※注

横手市指定給水装置工事事業者 検索



▲ホームページ
はこちら（横手市指定給水装置工事事業者）

漏水の疑い発見から 修理までの流れ

- ① 宅内での漏水疑いを発見
- ② 速やかに「横手市指定給水装置工事事業者」へ連絡し漏水修理を依頼
- ③ 漏水修理完了
（※宅内の設備はお客様の財産のため修理費用はお客様負担となります）
- ④ 工事事業者が「漏水修理報告書」を作成し市水道課へ提出
- ⑤ 減免（使用水量の再認定）の可否と料金の再算定の可否と料金のお知らせ（※結果をお客様へお知らせ）

水道・下水道(集落排水含む)のメーター交換を実施します



交換対象となる場合、
検針票へお知らせが
記載されます

- 計量法に基づく水道メーターの有効期間は 8 年です。**有効期間満了前の交換が義務付けられています。**
- 交換作業は、**令和 4 年 4 月から行います。**順次訪問し交換作業を行って参りますので、委託を受けた工事店がお客様宅へ伺った際には、ご協力をお願いいたします。

交換前

《工事指定店》

- 委託を受けた指定工事店が交換します（作業員が必ず横手市の腕章をつけています。）

《交換しやすくにご協力お願いします。》

- メーターボックスや止水栓の上に物が載っていたり、土やコンクリートで埋まっている場合は、作業の支障とならないよう、ご配慮願います。

交換

《費用》

- 費用はかかりません。
- ただし、メーター交換以外の工事や修繕はお客様の負担となります。

《断水》

- 交換作業中は断水となります。

《経年劣化等による破損》

- 経年劣化により、止水機器の操作不能でメーターの交換ができない場合や、止水機器の操作時や操作後に破損する場合があります。この場合の修繕についても、お客様のご負担となります。

交換後

《濁り水等の可能性》

- 交換後、濁り水、空気等が出る事があります。給湯器、トイレ、洗濯機、精密機器等をご利用になる前に、これ以外の宅内の蛇口からしばらく水を流し、異常がないことを確認してください。

宅地内の給水装置（給水管・機器類）は、お客様の財産です。このため、お客様の責任で維持・管理をする事になりますので、ご理解をお願いいたします。

お問い合わせは **横手市水道お客様センター TEL 0182-32-2758**

水道料金等のお知らせ

裏面もご覧ください

設置場所

みほん

お客様番号	今回検針日	水栓番号
口径	メーター番号	使用期間
今回指針		m
前回指針		m
推定使用量累計(-)		m
取替までの水量(+)		m
区	分	水道
		下水道

*このお知らせ票では、料金のお支払は出来ません。

座振替のお客様へ 座振替済のお知らせ

振替日			
水道料金	円		円
下水道使用料	円		円
合計金額	円		円

(還付手続きのあった方へ)領収金額は還付処理前の金額です。

メーター交換のお知らせ

検満メーター交換の対象となっております。交換に訪問した際は、ご協力をお願いします。交換時期：上水 4～9月・下水 6～10月 担当指定工事店：●●水道工業（株）

お問い合わせ：横手市水道お客様センター TEL 32-2758

「すいすいeねっと」をご活用ください

「すいすいeねっと」は、毎月の上下水道料金や使用水量を、インターネットで確認できるサービスです。

検針時の水道使用量や請求金額の確認はもちろん、前年まで遡って水道使用量などの情報をお客様ご自身で確認いただけます。

スマートフォンでもいつでもご確認いただけますし、グラフと一覧表で、前年との比較や、漏水が疑われる場合の判断にもお役立ただけいただけますので、ぜひご活用ください。

「すいすいeねっと」のご登録方法や、ご利用のイメージ画面は横手市 HP（ページ番号 1006188）をご覧ください。

※登録には検針票に記載されている「お客様番号」が必要となります。

こちらからもご登録できます▶



検針へのご協力をお願いします

水道メーターの検針の際、次の理由などにより検針ができない場合があります。雪解け後、今一度ご確認いただき、スムーズな検針へのご協力をお願いします。

【検針できない事例】

- ◆メーターボックスの上に障害物が置いてあるとき（植木鉢、車、バイクなど）
- ◆メーターボックス付近に飼犬がいるとき
- ◆メーターボックスがある場所まで草木が生い茂り通行できないときなど

水道・クロスコネクションは禁止されてます！

「水道管」と「井戸水などの水道以外の管」を直接つなぐと給水停止します

右の図-1 のようにバルブを設置して水道水と井戸水を切替えて使用したり、図-2 のように管に接続しなくても水道と井戸の蛇口をホースでつないで使用している場合を「クロスコネクション」といい、水道法及び建築基準法により禁止されています。

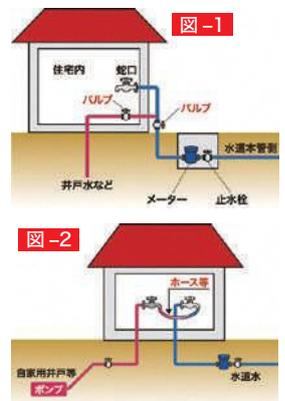
◆なぜ禁止されているの？

汚染されている井戸水が水道本管に逆流した場合、近隣の家庭の水道など広範囲に健康被害を及ぼすこととなります。水道水の汚染を防止し安全性を確保するという公衆衛生上の観点から禁止されています。

◆つないでしまったらどうなるの？

クロスコネクションを発見したときは、条例に基づき給水を停止します。また、ペナルティを科す場合があります。水道指定工事店へ連絡し、お客様のご負担で速やかに管を切り離してください。

※なお、大量に水道水が井戸に流入したなど、クロスコネクションが原因の多大な水道料金は減額できません。



水道をしばらく使用していない方は 中止の連絡を

引越しの連絡もお忘れなく
手続しないまま漏水すると料金が高額になる場合があります。

使用者や所有者が変更になったときは、ご連絡ください。

お問い合わせは **横手市水道お客様センター TEL 0182-32-2758**



急に水が出なくなったときは・・・

横手市水道課へ電話をしてください。
平日 8:30～17:15 TEL 0182-35-2252
夜間・土日祝日 TEL 0182-32-2111

料金のお問い合わせは・・・

横手市水道お客様センター TEL 0182-32-2758
平日 8:30～17:30 ※水曜日は 19 時まで（時間外は留守番電話対応）
土日 8:30～13:30 ※祝日、振替休日、12/29～1/3 は休業